

一橋大学一橋学会編集

一橋論叢

一月号

論 説

- ハリコフの最初の消費組合(二八六六—七一年)とニコライ・バルリン……………今井義夫(一)
- 市ロシヤ(ウクライナ)の初期協同組合運動史から——
- 単純商品生産と資本主義的生産……………松石勝彦(三)
- 買取商品の基本性格——
- 〈タヤナ〉の夢の文学的背景……………田辺佐保子(四)
- ネオ・コイボラテイズム討論について……………加藤哲郎(五)
- ネオ・マルクス主義國家論からの覚悟——
- ピートル改革期の村と農民嘆願書……………土肥恒之(六)
- 太平天国鎮圧後の槍船集団……………針谷美和子(二四)
- 〈生産と消費の矛盾〉と景気循環……………由井敏範(三三)
- 「新オーストリア」モデルにおける資金・利潤……………浅田統一郎(四一)
- フロンティアの単調性と連続性について……………
- 研究ノート
- 食虫植物に関するグライムの手紙……………江上生子(五)
- 行政介入請求をめぐる新動向……………今村哲也(五七)

日本評論社

(59) ネオ・コイボラテイズム討論について

一 ネオ・コイボラテイズム討論とネオ・マルクス主義國家論

近年、発達した資本主義諸國の現実政治を、ネオ・コイボラテイズム(Neo-Corporatism)という概念を用いて把握する試みが、擡頭してきている。コイボラテイズムの術語自体は、中世身分制國家やイタリヤ・ポルトガル等のフエイズム体制の編成原理として、また、オ・シヤパンの有機體國家論やギルド社会主義等のイデオロギイ的要素を指して、従来から用いられてきたものであるが、ネオ・コイボラテイズム論のネオたるゆえんは、こうした伝統につきまとうイデオロギイ的・価値的

含意を釋釈し、しばしば社会的、リベラル、多元主義的、民主主義的等の形容詞を付すことにより、現代の高度産業社会ないし先進資本主義國家の諸特性を捉える分析枠組として、援用されている点にある。

ネオ・コイボラテイズム概念が國際的に注目されるにいたつたのは、六〇年代にもいくつかの先駆的試みがあったとはいへ、一九七四年に相互に独立しておこなわれた三つの問題提起、P・C・シエミツター(アメリカ)、G・レームアムン(西ドイツ)、J・T・ウインクラー(イギリス)らの試験発表を契機としてであり、七〇年代後半に欧米社会科学の理論世界で急速に広まり、今日では、「(反)コイボラテイズト・インタナショナル」が

加藤 哲 郎

社会政治的議論からも離れ遮断されて、国家活動の命令を定義づけ実加する、国家官僚制の権力および影響力獲得（イギリス労働党左派トニー・ベン）、(3)代表と政策執行の社会的機能的原理と政治的国家的（議会制の）原理との関係の問題（S・ピア、レムアルフ、B・ジョンソンら）、(4)団体組織の特定の諸形態とその国家との関係にもとづく社会的利益媒介の特殊な形態（シミュラタ）(5)政策決定の決定ばかりでなく執行にまで及ぶ社会的な主要諸組織と国家との組織されまます制度化する協働関係（レムアルフ）、(6)労働者階級、とりわけその労働組合組織の国家装置への統合による国家的コントロール（L・バニツチ）、(7)労働関係規制の特殊な政策、より広くは組織された労働運動の従属化のため資本主義の階級政治戦略（C・クラウチ）、(8)労働者を資本と国家に対して（たんに）限り込ませるばかりでなくセクツト的で職業的な部分利害の実行へと向かわせる労働者階級の解体断片化およびその諸組織の分断（F・グレンティン）。これらの表裏ないし二面を重ねあせてみれば、ネオ・コーポラティズム討論が、資本主義

語られ「成長産業」と自負される一大潮流となってきた。ネオ・コーポラティズムとして討論されている問題は、現代社会そのものの複雑さを反映して、広範多岐にわたる。というよりも、すでに多くの論者が指摘し整理しているように、(ネオ)コーポラティズム概念そのものがさまざまな論者によりそれぞれ定義および含意で用いられているため、多義的であり、曖昧である。さしあたり、その外延と一般イメージを枠づけるならば、初発の問題提起者シュミッタの「利益媒介システム」としての定義とクインクラーの「経済体制」としての定義とを折衷したA・コインの見解、コーポラティズムとは、国家が、限定された数の単一的・強制的・非競争的で階層的に秩序づけられ機能的に分化された諸利益集団の代表者たちと共同で、圧倒的に私的に所有された産業の諸活動を指揮する、一つの政治経済システムとされるわけではない、多くの論者の定義ないし特徴づけはより限定的である。U・V・アレンとR・G・ハインツに依り、ひとまず代表的定義のレベルを区分するならば、

社会における経済市民社会一国家の現代的運関、市場競争の資本主義から国家介入主義の資本主義への転化を基礎とした、自由主義的個人主義から協調主義的集団主義への、政党代表型議會制民主主義から機能的利益集団媒介型政策決定への、何らかの範囲および程度での移行を論点とし、とりわけそこで労働者階級のあり方を焦点として、(4)団体組織の特定の諸形態とその国家との関係にもとづく社会的利益媒介の特殊な形態（シミュラタ）(5)政策決定の決定ばかりでなく執行にまで及ぶ社会的な主要諸組織と国家との組織されまます制度化される協働関係（レムアルフ）、(6)労働者階級、とりわけその労働組合組織の国家装置への統合による国家的コントロール（L・バニツチ）、(7)労働関係規制の特殊な政策、より広くは組織された労働運動の従属化のため資本主義の階級政治戦略（C・クラウチ）、(8)労働者を資本と国家に対して（たんに）限り込ませるばかりでなくセクツト的で職業的な部分利害の実行へと向かわせる労働者階級の解体断片化およびその諸組織の分断（F・グレンティン）。これらの表裏ないし二面を重ねあせてみれば、ネオ・コーポラティズム討論が、資本主義

するならば、表1のような四領域がえられるが、当のクインクラーは、「さまざまな社会とその部分領域において、一束の共通の手段をさまざまな利益やイデオロギと結びつける、一つの戦略」とより限定的に位置づけられる。より具体的な表象を得るために、ここに、は、互・カスチンディの整理を参照しておこう。すなわち、(1)経済過程の進行と組織における増大する国家介入(クインクラー

表1 コーポラティズム討論の四領域

社会的射影	社会的性格	社会政治的合	社会経済的基礎
(1) システム的多元主義から多元主義へ [シュミッタ]	(2) システム的多元主義から多元主義へ [シュミッタ]	(3) 資本主義からコーポラティズムへ [クインクラー]	(4) 協調的資本主義と [バニツチ]

(出典) U. v. Alemann (Hrsg.), *Neokorporatismus*, S. 50, 1971, S. 50-54 の表2より作成。

ネオ・コーポラリズム論擧頭の背景となる。「脱行動論」状況下で「自由主義の終焉」が語られ、「アメリカ的安定」を所与とする問題設定が問ひ直される過程で、ヨーロッパ大國の構造的不安定、北歐諸國や中欧小國の相対的安定をも視野に収めた新しいパラダイムの模索が進行した。すでにアメリカにも、「コーポラリズム」自由主義や「コーポラリズム」国家として市場の個人主義でも自由主義的集団主義でもない「大企業中心社会を問題にする流れがあった。ヨーロッパには、自由主義的多元主義モデルを攪乱するいま一つの要因が存在した。それは、ケインズの完全雇用・福祉政策下で組織的力量をたくわえ、多くの國で社会民主主義政党的政權参加を経験してきた、労働者階級の政治的影響力であった。コーポラリズムの利益媒介・政策決定としてしばしば所得政策や社会契約が例示され、国家・資本家団体・労働者組織による「トリバリズム」がとりあげられるのも、「アメリカ的問題設定」から「ヨーロッパ的問題設定」への重心移動の一環、その集団理論レベルでの現われとして理解される。ブラジールやポルトガルの研究から入った「ミッタ」が「社会的コーポラリズム」としてスケ

に、六〇年代末からの「アルクス主義國家論ルネサンス」をめぐったネオ・アルクス主義者たちがネオ・コーポラリズム討論に加わっていくのは、この脈絡においてである。アルクス主義理論は、もともと階級や國家の問題を理論的基軸として主題的にとらえてきたのであるが、「國家論ルネサンス」の過程でソ連・東欧型の経済主義的・還元主義的伝統から脱した西欧型ネオ・アルクス主義は、「國家と政治の相対的自律性」「資本蓄積・階級闘争・國家形態の關係」「広義の國家」「國家と關係説」「人民的民主主義的闘争」など新しい視角と視野を開拓してきた。その中から、現状分析レベルでの具体的検証を志向してネオ・コーポラリズム討論に加わる一群の論者たち(L.パニツチ、B.ジョソツ、C.クラウチ、C.オツフェ、H.カステンテイク、O.ニーマン、I.ガウラ)をも輩出したのである。ネオ・コーポラリズム討論は、この意味でも、伝統的枠組をこえて社会科学を有意なものとしようとする、國際的かつ學際的な「異なるアプローチと社会科学の伝統の融合」なのである。

小論は、こうした場としてのネオ・コーポラリズム

「多極共存型テモクラシー」を研究してき、イデオロギイ、スミス、オランダ、ノルウェー、デンマークをイメージし、「多極共存型テモクラシー」を研究してきた。イデオロギイは「自由主義的コーポラリズム」の典型をオーストリアに求め、ウイコンクラーやアレアらはそれぞれ自國であるイギリスや西ドイツにモデル設定の場を求めてきているため、ネオ・コーポラリズム概念はいっそう曖昧かつ多義的になっているが、にもかかわらず、「アメリカにはなせコーポラリズムがないのか」が問われ、カナダにおけるコーポラリズムの未発展が労働者組織の弱さやアメリカ経済への徒風から説明され、日本の「労働なきコーポラリズム」が論じられる討論のあり方は、この討論が「ヨーロッパ典型」的であり、「ヨーロッパ政治等の復権」と相關であることを示唆している。

より原理的にいうと、アメリカの多元主義モデルではしばしば無視ないし極小化されがちな、國家および階級の問題が、ネオ・コーポラリズム討論では不可避の論点となる。シミュレーターやレムゲルなどとも多元主義論の系譜から発したコーポラリズム論者たちが「史的唯物論」や「ネオ・アルクス主義」に注目し、逆

討論に、ネオ・アルクス主義國家論の視角から加わり、後の研究の見直しを得ようとする試みも、一つの先駆である。

(1) もしあたり、以下の邦語文献参照、山口定「ネオ・コーポラリズム論における、コーポラリズム」の概念、「思想」第六九二号(一九八二年二月)、中野実「集団理論の新展開とネオ・コーポラリズム論の形成」、『茨城大学政経学会雑誌』第四六号(一九八二年)、高橋秀行「ネオ・コーポラリズム論についての考察」、『明治大学大学院紀要』第一九集(一九八二年)、辻中豊「利益集団の分析枠組」、『阪大法學』第二六・一七号(一九八一年三月)、田口富久治「現代資本主義國家」、『御茶の水書房』一九八二年、「富野実」現代コーポラリズムと官僚機構、『経済』第一九八号(一九八〇年一月)、篠原「ポスト産業社会の政治」、『東京大学出版会』一九八二年、藤野祐三「イーストン、フーリアリズム、コーポラリズム」、『九州大学法政論集』第九卷二号(一九八二年一月)、山之内靖「現代社会の歴史的地位」、『日本評論社』一九八二年。

(2) イデオロギイの系譜については、以下を参照。P. C. Schmitter, *Still the Century of Corporatism*, Schmitter / G. Lehmbruch (eds.), *Trends Toward Corporatist Inter-mediation*, London/Beverly Hills 1979. U. Klocken, *Kor-*

Rise of the Corporate State in America, *Journal of Economic Issues*, Vol. 6, March 1972. cf. W. Hawley, The Discovery and Study of a "Corporate Liberalism", *Business History Review*, vol. 52, No. 3, 1978.

(17) R. H. Salisbury, Why No Corporatism in America?, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*

(18) L. Panitch, The Development of Corporatism in Liberal Democracies, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 131.

(19) T. J. Pempel/K. Tsunekawa, Corporatism without Labour? — The Japanese Anomaly, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*

(20) C. E. Lindblom, Another State of Mind, *American Political Science Review*, Vol. 76, No. 1, March 1982. リットロホは「この八年アメリカ政治学会年次大会長演説において、「ヨーロッパの政治理論は、多くのラディカルな思考をくみこむことによって、近年、立派に再建された。もしもこうしたヨーロッパの発展が先行している」と認められるならば、アメリカの思考は十ないし二十年遅れている」と、支配的モデルアメリカの多元主義理論の危機感を表明している。ここでの「ラディカルズ」とは、ハバロニス、アランツァス、ミリアント、オクン、キコナー、ルリクス、マントル、ガフの名前が挙げられていのように、多くは西欧マルクス主義「国家論ルネサンス」

portsche Theorien und Strukturen in der deutschen Geschichte des 19. und frühen 20. Jahrhunderts, U. v. Alemann (Hrsg.), *Neorporatismus*, Frankfurt/New York 1981. O. Newman, *The Challenge of Corporatism*, London 1981. 前掲中野論文。

(17) J. J. Richardson/A. G. Jordan, *Governing under Pressure*, Oxford 1979, p. 157. 以下「この種の用例十数冊が挙げられている。

(18) A. Schonfeld, *Modern Capitalism*, London 1965 (海老沢他訳「キャピタリズム」大学出版局「一九六六年」) S. Beer, *Modern British Politics*, London 1965. S. Rokkan, Norway: Numerical Democracy and Corporate Pluralism, R. Dahl (ed.), *Political Oppositions in Western Democracies*, New Haven 1966.

(19) Schmitter, *op. cit.* G. Lehmbruch, *Constitutional Democracy, Class Conflict and the New Corporatism*, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.* R. E. Pahl/J. T. Winkler, *The Coming Corporatism*, *New Society*, 10 Oct. 1974. cf. O. Ruin, *Participatory Democracy and Corporatism*, *Scandinavian Political Studies*, Vol. 9, 1974.

(20) Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 3. L. Panitch, *Recent Theorizations of Corporatism*, *British Journal of Sociology*, Vol. 31, No. 2, June 1980, p. 159.

歴史的位置

II 国家介入主義とネオ・コーポラティズムの

ネオ・コーポラティズム討論の焦点のひとつは、経済・社会過程における国家の役割の増大、国家介入主義を、どのように理解するかにある。イギリスにおける討論の基軸となったウインクラーの所説は、コーポラティズムを、①産業集中、②収益性増進、③技術開発、④国際競争、に促進された「私的所有」と「国家的コントロール」の結合した「経済体制」と捉え、資本主義・社会

概念が「伝統的マルクス主義よりはるかに自律的である」とも認められ注目されている。

(19) 拙稿「西欧マルクス主義の国家論と政治学」、日本政治学会編『現代国家の位相と理論』岩波書店「一九八二年」参照。なお、小論で「ネオ・マルクス主義」を語る際には、すでにこの前稿で述べた内容が前提されている。

(20) G. Lehmbruch, *Concluding Remarks: Problems for Future Research on Corporatist Intermediation and Policy-Making*, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 299.

「マルクス」の代表的論者たちであり、ネオ・マルクス主義の国家

(7) Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 13, 65. 前掲山口「中野」高橋「辻中論文」参照。

(8) J. T. Winkler, *Corporatism, Archives Europeennes de Sociologie*, XVII-1, 1976, p. 103, 113.

(9) A. Cawson, *Pluralism, Corporatism and the Role of the State, Government and Opposition*, Vol. 13, No. 2, 1978, p. 187.

(10) 例えば「イデオロギーの要素を直視するヨーロッパの民主主義的コーポラティズム」の長大な定稿。Newman, *op. cit.*, pp. 55-56.

(11) U. v. Alemann/R. G. Heinze, *Kooperativer Staat und Korporatismus*, Alemann (Hrsg.), a. a. O., S. 50, 55.

(12) H. Kastendiek, *Die Selbstblockierung der Korporatismus-Diskussion*, *ebenda*, S. 95-96.

(13) Th. J. Lowi, *The End of Liberalism*, New York 1969 (村松俊夫監訳「木鐸社」一九八一年)。

(14) 歴史学における「corporate liberalism」について高橋「人文研究」第三巻第八分冊(一九七九年)。憲法学のA. S. Miller, *The Modern Corporate State*, Westport/London 1976. 経済学のR. Marits, *Is the Corporate Economy a Corporate State?*, *American Economic Review*, Vol. 62, No. 2, May 1972; D. R. Fusfeld, *The view*

主義・サンディカリズムと区別した。そのさい、ウインクラは、「国家介入主義」にユニークな歴史的説明を加えている。すなわち、「嚴密な意味において、レッセ・フェール資本主義経済なるものはなかった。レッセ・フェールとは相対的な術語である。国家は、いつでも何らかの経済的機能を果たし、現存する経済諸制度に対して、少なくとも促進的役割を果たす」として、その質的發展を、①促進的 (positive) 役割 (古典経済学段階 (調整的・補充的機能)、②支持的 (positive) 役割 (ケインジス主義段階 (国家は介入するが干渉しない)、③指揮的 (directive) 役割 (コーポラリズム (私的に所有されたビジネスの内部的意志決定をコントロール))、と区分している。このウインクラ説では、古典的産業資本主義段階から国家の「促進的」経済機能が前提され、私企業になおインシアテリヴを致すケインジス主義の機能不全は、「新自由主義」(ネタリズム)に向かうのではなく、インシアテリヴの国家への移行によるよりいっそうの「指揮的」国家介入 (「会社の内部的意志決定と労働組合の交渉戦略に直接的統制を行使」する資本主義でも社会主義でもない新たな経済体制) (コーポラリズム)は、その「蓄積国家」(一九世紀前半)段階での機能として、①経済的活動の幅広いパラメーターの明確化、②生産増大のための秩序規律提供、③マクロ経済的諸条件整備、④私的産業者への直接的助成金供与、⑤戦争、⑥他の機構ではまかないえない諸機能、を挙げている。こ

は、「西ドイツ」資本の論理」学派の R. フォルトン、ウインクラは、国家の本質的機能として①生産の一般的物質的諸条件確保 (インフラストラクチャー)、②一般的法的諸関係確立、保証、③賃労働と資本の紛争規制および必要な法のみならず警察・軍隊の手段にもよる労働者階級の政治的抑圧、④資本主義世界市場における全民族資本の存在、拡張擁護、を挙げ、アメリカの A. ウォルシュは、その「蓄積国家」(一九世紀前半)段階での機能として、①経済的活動の幅広いパラメーターの明確化、②生産増大のための秩序規律提供、③マクロ経済的諸条件整備、④私的産業者への直接的助成金供与、⑤戦争、⑥他の機構ではまかないえない諸機能、を挙げている。こ

は、その「蓄積国家」(一九世紀前半)段階での機能として、①経済的活動の幅広いパラメーターの明確化、②生産増大のための秩序規律提供、③マクロ経済的諸条件整備、④私的産業者への直接的助成金供与、⑤戦争、⑥他の機構ではまかないえない諸機能、を挙げている。こ

れらは、ウインクラが「促進的」国家介入として例示する①所有権保護、②公正な競争ルール強制、③通貨・度衡制度、④私企業にとって魅力のないインフラストラクチャーの諸要素提供、とも重なりあう。資本制生産様式が支配的な社会構成体において、国家は、原理的に経済的領域から排除される(見えざる手)のではなく、たんに諸資本の競争する市場の外枠を維持する(夜警国家)のみでもなく、社会構成体全体の「凝集の要素」

として社会的總生産の統轄の役割を担い、生産の一般的諸条件を整備・供給し、必要ならば採算部門を引受け、制金を出し資本・賃労働関係を規制し、国民経済を保護するばかりでなく資本の対外進出をも担保して、資本蓄積の維持・推進をはかる。これらを、J. オコンナ、ウォルシュらとともに国家の蓄積機能とよぶとすれば、この蓄積機能に具現される経済への国家介入のあり方も、当該社会構成体における総資本の蓄積・再生産の水準・構造に於いて、歴史的に変化し、民族国家的に差異することになる。ウインクラが「促進的」支持的・指揮的」と特徴づけた国家介入の歴史的發展は、ネオ・マルクス主義国家論における「資本蓄積と国家形態の関係」という視角に相当するものであり、「利潤率の傾向的低下法則」とそれに「反対に作用する諸要因」のからみあう蓄積・再生産の動的・矛盾的運動に依存しながら反作用する、国家の機能領域拡大と機構再編形態変化を含蓄している。また、政策決定における国家官僚制、とりわけ経済諸装置の役割増大を、規定している。しかし、国家形態・機能の歴史具体的あり方は、ウインクラが「資本主義が変化するれば国家の異なる役割が

と漸進的に変化する」と、「予言」されている。大枠内での目標を平等主義的所得再分配におくか否かにあるのだという。アメリカのペンベルツネカフは、このギリスにおける労働党政権と保守党政権の相違も、この代り資本主義発展過程に典型的にあてはまるとしたが、ウインクラの「コーポラリズム」概念が戦前日本の近もとよりウインクラは、「ケインジス以後」の「人間の顔をしたフラスコ」(フラスコ)としてこれを規定している。このウインクラ的「コーポラリズム」論については、その資本主義(私的所有的コントロール)と「コーポラリズム」の対置や経済主義的概念規定・論理構成について多くの批判が寄せられているが、討論の前提たるべき国家介入主義の問題をそれ自体としてとりあげた点には評価されてしかるべきであろう。シモン・タヤレ、ウインクラらにおいては軽視ないし所与のものとして、かなりな基礎過程をウインクラは問題にしているのである。ネオ・マルクス主義とも当然に交錯しあう。

ネオ・マルクス主義の「国家論」(ネオマルクス展開過程でも、産業資本主義段階を含む経済への国家介入、国家の経済的機能は、主要な論点のひとつであった。たとえ

「リナチのコーポラチイズム概念は、ネオ・マルクス主義的ネオ・コーポラチイズム討論の二大論者である、⁽⁹⁾ ジョソフの「政治的代議と国家介入の接合形態」としての問題設定とベニッチの「組織された社会経済的生産者グループを、リターシブモデルでの代表システムとコーポレート相互作用、および大衆レベルでの動員と社会統制を通して統合する、発達した資本主義内部の「政治構造」という定義の双方を含蓄しうる」、「政治的代議の特定の様式と労使関係のコントロールの特定の形態」のレベルにあり、資本蓄積と階級闘争の具体的な方に規定される「国家-経済関係」を、さらに階級闘争と国家諸装置の再構成により媒介することによって、「マルクス」と互換可能な、フレキシブルな定式化がおこなわれている。ネオ・コーポラチイズムの問題を、ひきまづ国家の蓄積機能に重点をおいて歴史的に位置づける時には、このストゥリナチのモデルを前提にすることができよう。

(1) R. H. Pahl/J. T. Winkler, *The Coming Corporatism*, *op. cit.* Winkler, *Corporatism, op. cit.* Winkler, Corp-orate Economy: Theory and Administration, R. Scase

喚起される」と述べるような、資本蓄積への一方的適応ではありえない。ネオ・マルクス主義国家論においては、「階級的・人民民主主義的諸闘争と国家形態との関係」というまひとつの視角が提示されている。すなわち、国家形態・機能は、資本蓄積のあり方により構造的に制約されるときにも、この構造そのものに根拠をもつ階級闘争を基軸とした諸個人の社会的実践によっても作用されるのであり、この視角をも加味してネオ・コーポラチイズムの歴史的位置を措定するならば、D. ストゥリナチの整理したような発展モデル(表2)が考えられるであろう。若干の注釈を加えるならば、第一に、このモデルでは、伝統的マルクス主義にしばばみられる「国家と市民社会のデュアリズム」的見地での政治と経済の切断はおこなわず、経済と政治および国家との関係は、いわゆる本源的蓄積期の「軍事的国家介入II」(資本)創出的経済機能から問い直されている。したがってまた、「レッセ・フェール」も「国家介入I」の形態であり「促進的経済機能」をもつものとして扱われる。第二に、国家と政治レベルの問題は、①資本蓄積と②階級闘争に媒介された、相対的に自律的な領域として扱われる。スト

表2 資本主義発展と国家介入様式 (D. Strinati による)

経済		国家と経済との関係		政治体と国家	
構造的問題	国家介入の一般形式	国家介入法の国家目標	国家への経済機能	政治的表	労働関係のモデル形態
本源的蓄積	軍事的	強力	創出的資本主義の起動	排斥的	強制的
競争資本主義(絶対的剰余、絶対的剰余、絶対的剰余、失業)	階級資本主義(剰余、剰余、剰余、失業)	資本主義	配分(政治)	促進的	国家諸装置の再構成
独占資本主義(相対的剰余、相対的剰余、相対的剰余、不足)	階級資本主義(剰余、剰余、剰余、失業)	資本主義	配分(政治)	促進的	国家諸装置の再構成
	介入主義	生産(政策)	福祉保障的再商品化	支持的	マルクス主義

(山形) C. Crouch (ed.), *State and Society in Contemporary Capitalism*, p. 198.

(ed.) *Industrial Society: Class, Cleavage and Control*, London 1977. ウィンクラー「コーポラチイズムの到来」スキデルスキ編『ケインズ時代の終焉』(中村達也訳)日本経済新聞社、一九七九年。

(2) Pempel/Tsunekawa, *op. cit.*

(3) 代表的には J. Westergaard, *Class, Inequality and 'Corporatism'*, A. Hunt (ed.), *Class and Class Structure*, London 1977. Newman, *op. cit.*, p. 241, は「クラーク」を「技術的「コーポラチイズム」と呼ぶ。

(4) F. Alvarez, *Some Problems of State Interventionalism*, in J. Holloway/S. Picciotto (eds.), *State and Capital*, London 1978, p. 42.

(5) A. Wolfe, *The Limits of Legitimacy*, New York 1977, p. 20.

(6) Winkler, *Corporatism, op. cit.*, p. 104.

(7) J. O'Connor, *The Fiscal Crisis of the State*, New York 1973, p. 70.

(8) D. Strinati, *Capitalism, the State and Industrial Relations*, C. Crouch (ed.), *State and Economy in Contemporary Capitalism*, London 1979, pp. 196 ff.

(9) B. Jessop, *Corporatism, Parliamentarism and Social Democracy*, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 185. cf. Jessop, *Capitalism and Democracy*, G. Little-John et al. (eds.), *Power and the State*, London 1978; 69

作「資本主義国家」では、資本蓄積への国家介入様式が、インクラー・モデルの「促進的」支持的「それぞれ」形式的「実質的」に区分し「損的」を加えた五類型モデルとして提示されているほか、ネオ・コーポラチヴ・イズム論に留まらない多くの積極的問題提起がおこなわれている。

(10) L. Panitch, *Trade Unions and the Capitalist State*, *New Left Review*, No. 125, Jan-Feb. 1981, p. 24. cf. Panitch, *Social Democracy and Industrial Militancy*, Cambridge 1976; (ed.), *The Canadian State*, Toronto 1977; *The State and the Future of Socialism*, *Capital and Class*, No. 11, 1980. なお、前掲拙稿「六八頁では、パニッチの規定を「政治システム」としていたが、本文のように「政治構造」と訂正しておく。

三 ネオ・マルクス主義的「市民社会」と

国家の正統化機能

者の構成する社会やマルクスがその解剖をおこなった経済構造を含む古典的概念とは、関連はあるが同一ではない。むしろ、グラムシが教会、学校、政党、労働組合などを配して「ゲゲモニー」が行使される場としたイマジネーション(2)に近く、かつてわが国五〇年代後半の「大衆社会論争」で松下圭一氏が「社会形態」と位置つけた領域とも重なりあう。「現存する社会主義」の実態に即して、M. サイダが私的所有と階級対立の階級後「市民社会」と国家の分裂を残とするさいの「分業」役割関係(3)もここに含まれる。ジョナソンの場合は、理論的には曖昧であるが、「性・民族・人種」などの「社会的カテゴリー」の位置する「私的・非経済的領域」であり、「市民・官吏・納税者・福祉受益者」などの「政治的カテゴリー」と共に「人民民主主義闘争」が根拠をもつ場である。アライオンにおいては、より広く、剰余価値創出の場である狭義の生産からの流通(交換、消費、分配)の相対的自律性に根拠をもち、労働力商品交換や労働力の再生産における諸個人の個別の・集団的闘争と社会的実践スペース拡大(「自由時間獲得、生活要求増大」)により形成されるものであり、流通―再生産―闘争の三層が

しかし、ストゥカリナテのモデルにおいては、階級闘争の要素はなお副次的である。例えば「国家介入の方

法」について、競争資本主義段階の「配分的政治」から独占資本主義段階での「生産的政策」への転換が表わされているが、これはC. オフツェの「資本主義国家の諸活動の一般の定義は、生産/蓄積条件の創造と維持である」とする機能的要請視点から構成されたものであり、独占資本主義段階での「政治」の問題は捨象ないし軽視されている。階級闘争ばかりではなく、非階級の人民民主主義闘争をも含む「市民社会」のネオ・マルクス主義的概念が意味をもつのは、ここにおいてであり、ストゥカリナテのモデルの独占資本主義段階における「ブルジョア」と「コーポラチヴ」の分岐を探りうるのも、この「市民社会」領域の相対的に自律的な存在を前提に

してであると思われる。

このネオ・マルクス主義的、より正確にはネオ・グラムシ的な「市民社会」概念は、E. ラクロー、C. アーゾフ、A. S. サミンらの研究に依拠しながらジョナソンのアライオンが最近提起しているものであり、近代市民革命思想の想定した独立小生産者ないし所有権

ら成り、階級闘争と人民民主主義闘争において具体的に表現される。表3に明らかなく、これは、伝統的マルクス主義における「土台―上部構造」モデル、およびアルチュセール学派の「経済―政治―テオロギ」モデルに対する、アンチ・テーゼである。

この、生産様式・蓄積構造により「構造的制約」を受

け、国家とともに「相対的自律性」をもち、しかも国家

「政治社会」とも区別されるアライシ的な「市民社会」を

設定しようとするれば、それ自体が階級闘争の結果であり、

一の歴史の産物とみなされなければならない。すなわち、

伝統的意味での一九世紀的近代「市民社会」では、身分

制議会を継受した政治的代表システムが一応存在するもの、その構成は農村名望家層と都市上層ブルジョア

による「市場的个人主義的自由主義」が支配的であり、

資本蓄積の政治と国家への作用は、「旧支配階級対産業

ブルジョアジー」「諸資本間競争」として主眼には表現

されていた。「資本―賃労働関係」は、すでに労働者政

党や労働組合組織の結成と階級闘争として現われつつあ

ったが、「配分的政治」において副次的意義しかもちえ

ず、支配階級内の政治的分裂や戦争動員・国民統合の必

要と結びついて、ようやく二〇世紀段階で、公的な政治的表現の場(労働基本権の法説、男女平等普通選挙権獲得)を確立する。これが、全社会的規模での「市民社会」成立であり、ストゥリナーのいう競争資本主義段階によりも、むしろ独占資本主義段階に照応する。そして、階級闘争や人民民主主義闘争が「闘争領域」として確立されるのも、この現代的「市民社会」においてである。「集団の噴出」が許られ「利益集団政治」の動的均衡キチキチが生まれるのも、この「市民社会」の確立と併行してなのであり、ここでは諸個人の社会的集団的実践が普遍化し、その「民主主義」的構成が通念となっていく。国家活動は、この段階において、生産様式・資本蓄積に対する蓄積機能と共に、「市民社会」に対して独自の正統化機能をもつようになる。国家の蓄積機能と正統化機能は、資本主義的生産様式が支配的な社会構成体において、もともと矛盾を内包した本質的機能なのであるが、階級な「市民社会」をもつ一九世紀の段階では蓄積のスムーズな進行自体がその政治的構成員(「市民」)に正統化作用をもち、「市民権」から疎外された階級闘争

には抑圧の強力も行使されていた。「市民社会」が全社会的規模で自律的に構成され労働者が「市民」として公的実践の場を得る段階で、階級闘争も「市民社会」内にくみこまれ、国家活動は「市民社会」に対して特殊に同意を調達し利益や価値を(再)配分するメカニズムを内蔵するようになる。ウォルシュが、蓄積機能に「自由主義」国家形態を対立させ、正統化機能に「民主主義」形態を対応させて「自由民主主義」に内在する矛盾を説くゆえんである。シムツタリ、レムアルフらネオ・フォーマライズム討論の主流が位置する集団理論が関わるのは、この民主主義的「市民社会」の領域であり、経済への国家介入主義が次第に全面化、恒常化し、資本蓄積モードのあり方が労働者階級を含む全「市民社会」構成員の公的討論に付される場においてである。しかし、現代的「市民社会」は、階級闘争の歴史的场所であるとはいえず、階級カテゴリーにもとづく階級闘争のみが問われる場ではない。絶対的剰余価値から相対的剰余価値への蓄積様式の変化、大工業労働者の量的増大と労働者政党・労働組合への組織化は、同時に労働時間

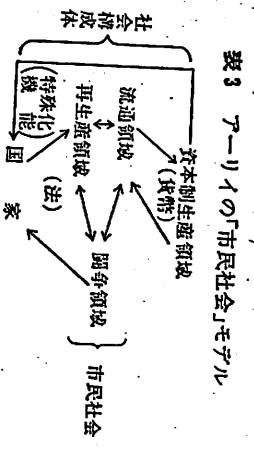


Table 3: Tönnies, *The Anatomy of Capitalist Societies*, p. 116.

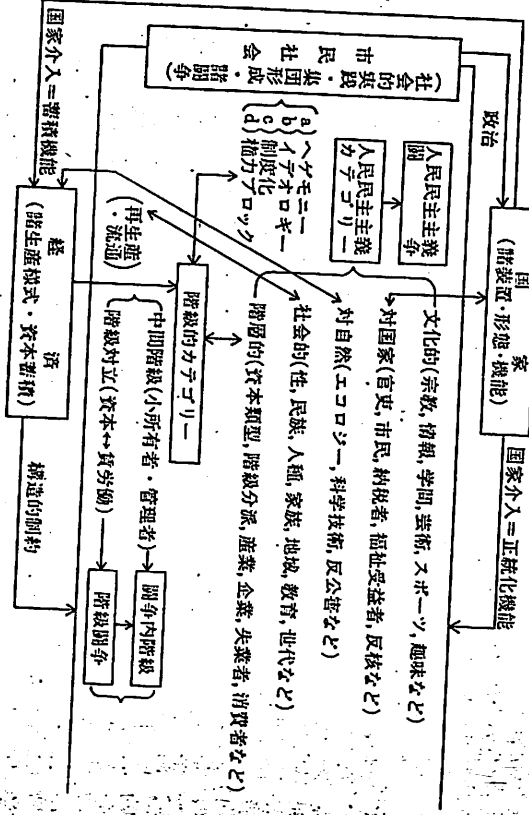


Table 4: 'Civil Society' and 'People's Democracy' Series

創出に導く変革的・統合的なヘゲモニーもあろう。(9)

諸実践の集団形成のある段階において、集団内部にリ
 ーディングとランク・アンド・ファイルの関係が固定す
 る制度化が生じる。制度化は、効果的・効果的なヘゲモ
 ニー行使に際して不可欠であるが、集団内部に職業的旨
 味のリーディングと新たなカネコロギア関係を創出する
 傾向をもち、そのヘゲモニーのイデオロギ性に依りて
 「目的手段」関係を転倒させる。(4)「市民社会」にお
 ける階級的・人民民主主義的闘争とは、諸個人が社会的
 実践し他者との言説と審問の中で自己のカネコロギ的利
 益ないし価値(位置ないし立場)を認知し、共通のカネ
 コロギアにおいて社会的政治的集団を形成し、他の諸カネ
 コロギアを接合ないし従属させていくヘゲモニー闘争の場
 であり、特定の歴史的時間で支配的ヘゲモニーを行使す
 る諸集団は、権力プロシクを構成し、国家諸装置内部に
 自己の利害関係を凝集・刻印する。一九世紀的「市民社
 会」段階ですべてに国家諸装置に公的に作用し、正統的強
 力の担保で審判機能により利益を得てきた資本家階級な
 いしその独占分派は、イデオロギイをも用いて支配的
 ヘゲモニーを行使し、権力プロシクの中核を構成する。

労働力商品価値規定の拡大と併行しており、諸個人の社
 会的実践は、「市民社会」に内在するさまざまな非階級
 的カネコロギイを公的討論に付すようになる。階級カネ
 コロギイは、「市民社会」で公的基礎的位置を獲得すると
 ともに、非階級のカネコロギイにより稀釈され作用される。
 ネオ・マルクス主義的視角からすれば、表4のような
 さまざまな非階級の「人民民主主義的」カネコロギイが考
 えられ、それぞれに公的集団形成の要因たりうる。ここで
 の階級カネコロギイと人民民主主義カネコロギイ内部の類型
 は暫定的なものにすぎないが、その要点は、資本蓄積・
 国家との距離および連関に依りて「市民社会」の諸カネ
 コロギイは区別されるべきであり、これらのカネコロギイにも
 とづく利害対立・紛争、したがってまた集団化・闘争は、
 そのカネコロギイ争点の規模と性格によって何よりも分
 析されるべきである、ということにある。今日のアメリカ
 的多元主義モデルにおいては、「自由主義的個人主義」
 の延長上で「自由主義的集団主義」が市場モデル的に類
 推されがちであるが、二〇世紀的「市民社会」において
 は、諸個人の社会的実践における「重層的メンバシッ
 プ」を考慮しつつ、さまざまなカネコロギイの根拠と性格

この権力プロシクが、統治政党および国家官僚制の媒介
 を経て政策決定を主導し、具体的政策「市民社会」への
 国家の応答)にも「イデオロギイ装置」等を介してヘゲ
 モニーを貫徹していく。

(1) C. Offe, *The Theory of the Capitalist State and the Problem of Policy Formation*, L. N. Lindberg et al. (eds.), *Stress and Contradiction in Modern Capitalism*, Lexington 1975, p. 133.

(2) 参照、竹村英輔『グラマンの思想』青木書店、一九七五年。C. Buch-Glucksmann, *Gramsci et l'Etat*, Paris 1975. P. Anderson, *The Antinomies of Antonio Gramsci*, *New Left Review*, No. 100, Nov. 1976-Jan. 1977. C. Mouffe (ed.), *Gramsci and Marxist Theory*, London 1979. A. S. Sassoon, *Gramsci's Politics*, London 1980.

(3) 松下圭『現代政治の条件』中央公論社、一九六九年。ただし、松下氏の「経済構造・社会形態・政治体制」モデルでは、一九世紀的「産業資本・市民社会市民国家」から二〇世紀的「独占資本・大衆社会・大衆国家」への転化が説かれる。小論では、「生産様式・資本蓄積」市民社会階級的・人民民主主義的闘争「国家形態・機能」のシ
 「市民社会」が未成熟で「生産様式・資本蓄積」国家形態・機能」の非媒介的(国家の「正統化機能」が「審判機能」

により重層的・分節的に構成される集団理論が不可欠であ
 ろう。

これら異質なカネコロギイにもとづき組織された諸集団
 は、同一カネコロギイメンバへの言説と審問で
 組織拡大をはかり、他のカネコロギイメンバへの言説と
 審問で影響力を拡大していく。ここでは、(a)ヘゲモニー・
 (b)イデオロギイ、(c)制度化、の要因が重要な役割を果た
 し、(d)権力プロシクが構成される。(a)ヘゲモニーとは、
 カネコロギイにもとづく特定の個人ないし集団の他の個人
 ないし集団への社会的実践的作用であり、言説と審問に
 より諸カネコロギイを組織し接合する能力である。

(b)イデオロギイとは、社会的実践に伴う意識的要素
 全般ではなく、諸カネコロギイ・諸実践の成立根拠・性格
 を隠蔽し、そのことにより権力プロシクを構成する支配
 的社会的集団の利益に作用するもので、諸実践を分断・
 孤立させ、利害対立を隠蔽ないし恒久化し、支配勢力の
 実践に従属させ統合する。ヘゲモニー関係においては、
 支配勢力のイデオロギイが重要な媒介となるが、諸カネ
 コロギイ・実践の根拠を示し、その特殊性を保持しつつ他
 カネコロギイとの妥協・譲歩をはかり共通の新カネコロギイ

から自立しない「土台」上部構造」的連関がみられた

- (4) M. Vajda, *The State and Socialism*, London 1981, pp. 70-71.
- (5) 前掲拙稿「特」に七八頁の図1、および「Jesop, *The Capitalist State*, p. 27, など参照。
- (6) J. Urry, *The Anatomy of Capitalist Societies - The Economy, Civil Society and the State*, London 1981.

小論の「市民社会」概念は、基本的にこのフーリアンに從っている。ただし「市民社会」の内部構造、歴史的段階規定、フーリアンシステムの位置づけなどについてはその限りではない。特殊に「労働力と国家」については、A. H. Amberg/Edy/B. Lantier/R. G. Tortajada, *Labour Power and the State, Capital and Class*, No. 6, 1978, を参照。

- (7) G. Therborn, *The Rule of Capital and the Rise of Democracy*, *New Left Review*, No. 103, May-June 1977. 前掲拙稿、一七三頁以下。
- (8) J. O'Connor, *op. cit.*, pp. 69-70.
- (9) A. Wolfe, *op. cit.*, pp. 247ff.
- (10) この表における「階級闘争」「階級内階級」「人民民主主義階級」の区別と連関については、Fr. Lachau, *Politics and Ideology in Marxist Theory*, London 1977, p. 107. Urry, *op. cit.*, pp. 66 ff. など、「闘争内階級」をさ

Governing Institutions (K. Middlemas, *Politics in Industrial Society*, London 1979, p. 460) を含む意味で用いている。

四 国家活動の選択的正統化としてのネオ・コーポラリズム

叙上の立場からすれば、ネオ・コーポラリズム討論の焦点となっている「利益代表・媒介システム」(「ミックス」)ないし「政策決定の制度化されたパターン」(「チームワーク」)とは、「市民社会」から国家への諸カタリ-グループのヘゲモニー的作用と、国家活動の「市民社会」に対する正統化パターンのレベルの問題である。「市民社会」の成熟した条件下で、諸カタリ-グループの闘争力は、一般に、政党を中心とした議会制民主主義を通じて国家諸装置内部に送り込まれる。議会制民主主義は、階級的人民民主主義的諸勢力のヘゲモニー関係を全体的かつ近似的に反映する公的利益媒介・政策決定システムであり、国家活動の正統性が、選挙というその形式自体により振制されるメカニズムである。しかし、「市民社会」の諸カタリ-と国家諸装置との関係は、議会

(77) ネオ・コーポラリズム討論について

に区分するには、H. O. Wright/L. Perrowe, *Marxist Class Categories and Income Inequality*, *American Sociological Review*, Vol. 42, Feb. 1977, p. 34 の次表参照。「人民民主主義的カタリ-」の区分は、筆者による暫定的なものである。

階級的位置の基準 (E. O. ライトによる)

生徒手	他人労働	他人労働	自己労働
力所有	力購買	力統制	力販売
資本家	○	○	×
管理者	×	×	○
労働者	×	×	○
少ブルジョア	○	○	×

(11) Urry, *op. cit.*, chap. 4.

(12) この概念は、もともとフーリアンのものであるが (2) Polantzas, *Pouvoir politique et classes sociales*, Paris 1968, 田口・山岸訳『資本主義国家の構造』II、未來社、一九八一年、第三部第四章、ここでは「ラコク、フーリアン、フーリアンの見解により「人民民主主義カタリ-」を媒介させて用いられている。

(13) これは「フーリアンシステム」の概念であるが、ここでは「企業」をも含むR. ミリアントの「政治体系」(R. Miliband, *The State in Capitalist Society*, London 1969, 田口富久治訳、未來社、一九七〇年)や、K. ミリアントの「コーポラリズム」論における

制にのみ媒介されるわけではない。シェンソンの新著『資本主義国家』は、国家を「政治的」代表形態、「諸装置」内の組織形態、「経済」介入形態の制度的「アンサンブル」とみなし、その「政治的代表形態」を①恩顧主義、②コーポラリズム、③議会主義、④多党主義、⑤国家存在自体、と類型化しているが、これはそのまま国家活動の「市民社会」への正統化形態をも意味する。ここのコーポラリズムは「分業内部の機能」を基礎とした政治的代表で「實質的に異なる諸機能を果たすメンバーの諸コーポラリズム」の形式的等置」を特徴とするが、こうした形式に背目するならば、ネオ・コーポラリズムは、社会的分業にもとづく特定の機能の集団の特定の争点についての利益媒介・政策決定を國家が公的に媒介する、議会制や利益集団多元主義とは異なる「市民社会」メカニズムとして理解される。

しかし、ここでも問題は、国家活動の正統化の一形態としてのネオ・コーポラリズムの利益媒介・政策決定が、どのようなカタリ-集団の参加でどのような争点をめぐり採用されるか、という点にある。階級闘争の「市民社会」への包摂は一面でその独自の存在意義を稀

釈したが、蓄積過程への国家介入の全面化・恒常化は、資本蓄積のあり方を「市民社会」全体の公的討論に委ねる事になった。ケインズ主義の完全雇用・福祉政策は、労働力再生産コストの社会化・低廉化をはかり有効需要を創出する蓄積機能とともに、階級的妥協・社会的調和を保つ正統化機能をもっていた。この過程で、オコンナーやI・ガフらが詳しく論じたように、国家財政は膨張し、福祉国家的経費の圧力も拡大していった。公的金融は国民経済全体の中核となり、一部産業国有化もおこなわれ、経済計画のための調査・審議機関など進国家的諸装置(いわゆる「organs」)も増大した。総じて国家諸装置全体が、経済諸装置を中心に再編成されていた。⁽⁵⁾ 「市民社会」の諸カネゴリーは、国家諸装置の再編と機能分化の作用を受けながら、それぞれのカネゴリーの根拠・性格・ヘゲモニー的集団化水準に応じた政党・議会制系列以外の利益媒介をも形成して行く。

ネオ・コーポラチズムの利益媒介・政策決定は、このうした観点からすれば、国家介入主義の全面化・恒常化のもとでの国家活動の「市民社会」に対する正統化の形態であり、蓄積様式を主たる争点とし、資本・賃労働

これと並び相対するからで、しかも多くは議会での議決と法的サンクションを受けたがたちで、執行にうつされる。この様式が採用されるのは、(1)資本蓄積が、従来の国家介入様式では順調に進行することができず、新たに採用されるべき介入様式(所得政策、産業構造再編、等)が労働者階級の含意を事前にとりつけておかなければ政治的リスクを伴いきわめて不安定である場合、あるいは、(2)自律的な労働者階級の階級闘争が、人民民主主義闘争にも有効なヘゲモニーを行使して支配的ヘゲモニーをおびやかし、とりわけ資本蓄積そのものとそれへの国家の介入様式の改革を求め、資本家階級(ないしその分派)の権力フロンクがその特殊な公的利益媒介・政策決定の制度化を認めざるをえなくなつた場合(企業国有化の範囲拡大、生産過程への労働者統制、等)と想定される。前者の場合が、今日討論されているネオ・コーポラチズム化の条件であり、後者での労使交渉は、国家諸装置内外で階級闘争が激化し議会内での力関係も変化する。ジエソップは、コーポラチズムを「資本蓄積に関わる国家の経済介入その他の策定と執行に資本と賃

の二大階級集団を国家官僚制が媒介して公的審議にあたらせる、非議会的形態である。議会制の正統化の特徴は、政党中心の選挙、多数決による決定であるが、コーポラチズムの特徴は、特定の機能的集団指導者たちによる満場一致の含意なのであり、このような正統化様式は、そのカネゴリーが「市民社会」の中で基軸的位置を占め、その争点が「市民社会」全体の政治的安定にとって基本的であり、そのカネゴリー集団に社会的に有意な多数が組織されている場合でなければ、有効性をもたない。なぜならば、他のカネゴリー集団にとっては、コーポラチズムの利益媒介は国家権力との特権的結合を意味し、非(ないし脱)正統化としても作用しうるからであり、現代においてこうした位置を占めるカネゴリーは、何よりも階級対立であり、より具体的には、資本蓄積と労働者福祉の交点における経済・財政・労働政策である。⁽⁶⁾

しかし、国家介入主義が恒常化し、階級カネゴリーの特殊な国家的正統化が必要であるからといって、コーポラチズムの利益媒介・政策決定がただちに導入されるわけではない。議会制の正統化は「市民社会」に対してなお最も有効なのであり、コーポラチズムの正統化は、

労働が参加の権利を付与される代表システムとも述べているが、ここでは、前者の条件下での国家の審議的介入を正統化するための、階級カネゴリーに対する選択的「正統化」システムであり、議会制の正統化を補充するものと位置づけておく。その制度化のすすんだ段階が、労使利益集団のナショナル・セクター代表が国家官僚制に参加介されて労使関係に関する経済政策決定に恒常的に参加し含意しあうトリバリエータリズムの形態であり、所得政策に発し、産業政策、経済計画にいたる含意対象の拡大がはかられるであろう。⁽⁹⁾

(1) Schmitter については、これまで注記したものの他に、*Interest Conflict and Political Change in Brazil*, Stanford 1971; *Modes of Interest Intermediation and Models of Social Change in Western Europe*, Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*; *Interessenvermittlung und Regierbarkeit*, U. v. Alemann/R. G. Heinze (Hrsg.), *Verbande und Staat*, Opladen 1979; *Neokorporatismus: Überlegungen zur bisherigen Theorie zur weiteren Praxiserörterung*, U. v. Alemann (Hrsg.), *a. a. O.*; *Interest Intermediation and Regime Governability in Contemporary Western Europe and North America*, S. D. Berger (ed.), *Organizing Interests in Western Europe*, Cambridge 1981.

「協定」参加を求めている (W. Lang, Spanien nach Franco: Vom autoritären zum liberalen Korporatismus; Alemann (Hrsg.), a. a. O.)。いわゆる「エロ・コ・ニエス」をコーポラティズム討論から排除することはできないし、「ミテラ」政権下のフランス共産党、CGTの対応で、「歴史的使命」をかかげるイタリヤ共産党の問題は、独自の検討課題となる (Cf. Schmitter/Lehmbruch (eds.), op. cit., pp. 169-170)。

(8) Jessop, Capitalism and Democracy, op. cit., p. 41.

(9) Jessop, Corporatism, Parliamentarism and Social Democracy, op. cit., pp. 194ff.

五 ネオ・コーポラティズム的正統化と労働者階級

ネオ・コーポラティズム的利益媒介・政策決定は、国家の正統化機能一般がそうであるように、その形式の面からすれば、階級闘争を媒介的に凝集するものであり、両階級にとって両義的である。資本家階級にとっては、資本蓄積進行に有効である限りで長期的総利害に合致するが、資本の専横事項とされてきた領域への労働者の公的介入であり新たな争点拡大の可能性をもつ。労働者階

Lehmbruch による「Liberal Corporatism and Party Government, Schmitter/Lehmbruch (eds.), op. cit.; Wandlungen der Interessenpolitik im liberalen Korporatismus, Alemann/Heinze (Hrsg.), a. a. O. 両者の見解は無論異なるが、ここは問題設定のレベルのみに着目して、「利益媒介・政策決定システム」と括弧しておいた。(2) Jessop, The Capitalist State, pp. 228-231. ただしこれは「資本制国家の一般理論レベルでの類型化である。(3) J. O'Connor, op. cit. I Gough, The Political Economy of the Welfare State, London 1979. 国家財政とその危機に関連する国家活動・国家的生産の把握については、小論での「蓄積機能」と「正統化機能」とが交差する労働力再生産領域を独自にとりだして整理した。Gough, op. cit., p. 159. の次表参照。

全国国家活動 (S・ゼンアラ) 資本主義的労働力再生産資本主義的社
 会関係の一般
 的再生産への
 寄与

国家的建設 (J・オコンナー) 社会的投資 社会的消費 社会的元費
 向上 再生産コスト 和維持
 再生産力 労働力 社会的調
 節

国家的生産 (I・ガウ) 第一部門、
 第二部門、
 第三部門、
 資金財、社
 会、第三部門、
 社会的可変投資
 的再生産
 的再生産
 的再生産

「協定」についても、蓄積問題への公的参加であると同時に、国家および資本の「ヘゲモニー」の制度的統合・包摂の場たりうる。しかし、理論的にも経験的にも、集団政治内での資本家集団と労働者組織とは非対称的であり、同一レベルで対等・平等に扱えないことは、C・リンブローも警告する通りである。資本家階級は、企業内に組織の源泉をもち、資本家団体の多くは労働者階級の組織化に集団化に対抗して遅れて組織されたものであり、利益集団としての活動はそもそもその「特権的地位への補完」(リンブロー)にすぎない。労働者階級の場合は、「数の力」と戦闘力がすべてなのであり、その労働組合への組織形成のあり方も資本家団体の場合とは異なる。オツエによれば、労働者の組織化は、下部労働者を特殊的主張により社会的に統合する攻勢的な活動であり、資本家には比して原理的に困難を伴うのみならず、その組織拡大と戦闘力は必ずしも照応せず、組織規模の一定段階をこえる拡大は戦闘力低下をもたらす傾向をもつ。また、オツエは「カールスキによれば、労働者は民主主義を資本主義システム承認と引きかえに獲得したのであり、このシステムそのものを否定しない限り、資本の蓄積低下に

(4) Cf. Newman, op. cit., pp. 142ff.

(5) Cf. N. Poulantzas, L'Etat, le Pouvoir, le Socialisme, Paris 1978, 3. partie.

(6) このことは、階級カテゴリー以外の領域(例えば宗教)でのコーポラティズム化や「ローカル・コーポラティズム」の可能性を否定するものではないが、今日の発達した資本主義国でのネオ・コーポラティズムを論じる場合には階級カテゴリーをぬきにしたコーポラティズムのシステムは想定しえないであろう。 Cf. H. L. Wilensky, Leftism, Catholicism and Democratic Corporatism, P. Flora/A. Heidenheimer (eds.), The Development of Welfare States in Europe and America, New Brunswick/London 1981. G. Hernes/A. Selvik, Local Corporatism, Berger (ed.), op. cit. Pempel/Tsunekawa, op. cit.

(7) 後者は、後述する「国家諸装置の行政的心臓部自身で階級闘争」にコーポラティズムが通じるか、という論点と接続するが、より現実的には、共産党が強力で資本から自立した階級の労働組合(CGI, CGL)をもつフランス・イタリヤでのコーポラティズムの可能性という論点に關係する。パニッチは否定的である (Trade Unions and the Capitalist State, op. cit., pp. 31-32) が、W・ランクスは、フランス体制崩壊時のスペインを「権威主義的コーポラティズムから自由主義的コーポラティズムへの転換」ととらえ、しかもその基軸にスペイン共産党の「モンクロ

「シム」的な利害関係が前提される。より現実的に、資本主義と「市民社会」全体に視野を広げるならば、(1)所得政策、経済計画等をコーポラティズム的に決定し、またして生産様式内の矛盾に発するがゆえに持続する蓄積危機、(2)コーポラティズム的労働者統合の物質的代償たる福祉の原資涵濁に通じる国家財政危機、(3)コーポラティズム的システムから排除され「脱正統化」された非階級的集団(オプゾーンのいわゆる「ボリシェー・タイカー」やパブリックのいう「ライアリー・ボリタクスマ」グループを含む)による「人民民主主義闘争」や「闘争内階級」(中間階級)の圧力、(4)これらすべてを流動させる国際環境変化、等の不安定要因がある。前述①資本内分派、②労働者階級、③国家諸装置の分節性は、これらと結びついて、労働者階級の「ランク・アクト・フレイル反乱」(「山猫スト」など)としてすでに顕在化し、「コーポラティズム化」の是非そのものが、リイグ・シンプソン機を孕んだ社会民主主義政党・労働組合内や議会内で討論に付される。特殊ヨーロッパ的には、多国寡企業したがって、ネオ・コーポラティズムを、ウイソクラ

よる福祉獲得水準下落を招かれて脆弱性を弱体化させる傾向をもつ。社会民主主義の強力な「福祉国家」諸国についての諸研究は、これらであることを裏証している。したがって、国家の蓄積機能と正統化機能との原理的矛盾も、発達した資本主義諸国のあるがままの労働者階級を前提するならば、政治的・国家的危機に直ちに結びつくと思定することはできない。

ネオ・コーポラティズム的利益媒介・政策決定は、その内容からすれば、こうした労働者階級の受動的状態を前提に導入されたものであり、労働者階級組織のネオ・コーポラティズム的参加に統合には、通常、①労働組合組織の集積的ナショナル・セクター(頂上組織)が存在し強大であること、②この労働組合のリーダーシップが蓄積に関する争点について資本蓄積維持・推進の基本的承認を前提に労働条件に関わる問題で公的交渉・合意に応ずる準備のあること、③議会レベルで労働者政党(時には労働者政党政府)が有意味な位置を占め、コーポラティズムに積極的であること、を伴っている。シモンズが「社会民主主義の最高の形態」とよび、パニッチが「国家に構造化された階級協調のシステム」

一的に「必然の体制」とみなすことはできない。また、「サソニアカリスマ」(シムニツァ)や「強力な国家」(シモンズ)の前提階級みなすのもなお不確定である。問題はむしろ、上述不安定要因と関連して、「福祉国家」とコーポラティズムの連関を問うことにあると思われる。イ・ガフは、「福祉国家」を「コーポラティズムの先駆者」と名づけているが、ネオ・コーポラティズムは、形式的にみれば労働者階級の福祉受益者から蓄積政策決定への公的参加でありながら、今日の発達した資本主義諸国の現実政治の脈絡の中に据えるならば、社会構成体を資本制的に統制する国家への、形式的包摂から實質的包摂に統合・動員への移行の一指標とみなさるべきである。しかしまた、福祉的認識ぬきの「マナクリスト」的コーポラティズムは、国家介入主義そのものを廃棄しえず「福祉国家の再構成」(教育・社会保障の労働力市場的効果化、地方政府による社会的統制強化、社会的サーヴイスでの生産性向上、一部国家部門の再私化)として進行すると予想されるから、上述不安定要因をいっそう激化させる。これが、結社の自由制限を含む「植民主義的国家」にビルト・インされていくか、それとも、論理的

しかし、あるいは、そうであるがゆえに、ネオ・コーポラティズムには不安定性がつきまとう。ネオ・マルクス主義的視角からすると、すでに原理的レベルにおいて、トリパーティズムの三当事者はすべて矛盾を内包している。資本家団体がナショナルに組織されていても、資本類型・資本規模等による階級分派は異なる要求をもち、たとえば蓄積推進のための国家介入主義的経済政策・計画の諸指標の優先順位をめぐって、多国寡資本・民族資本、金融資本・産業資本、巨大資本・中小資本の利害は対立しうる。労働者階級においても、産業別・企業別等の階層のカテゴリーが内在されており、コーポラティズムは「エリート的協調」に留まりがちで、ナショナル・セクター未加盟組合や未組織労働者には脱正統化作用をもつ。両者を媒介する国家官僚制についても同様で、国家諸装置は「一枚岩」ではなく「経済諸装置」「抑圧諸装置」「テクノロギイ諸装置」「大系統合諸装置」などで構成され、内部に下層官吏労働者がかかえ、通常コーポラティズム的労使交渉を媒介する経済諸装置内でも、経済計画担当・財政税務担当・労働法担当部門等のセク

には想定しようとはいへ現実的にはなおエトピアに留まる「国家諸装置の行政的・心臓部内での階級闘争」に連なりうるか否かの帰趨は、階級闘争の歴史の獲得領域である「市民社会」での変革的統合的「ケネディ成熟にかかっているといえよう。

(1) ニコラス・コーポラティズムを「ナバルティズム」の関わりで論じる一連の傾向が現われる。Schmitter, Still the Century of Corporatism?, *op. cit.*, p. 39. J. D. Stephens, *The Transition from Capitalism to Socialism*, London 1979, p. 123. J. Simmie, *Power, Property and Corporatism*, London 1981, pp. 84ff. W. Lang, a. a. O., S. 252. #4, 「上から」「下から」の論点が生じる。Berger (ed.), *op. cit.*, p. 16. D. Purdy, *The Social Contract and Socialist Policy*, M. Prior (ed.), *The Popular and the Political*, London 1981, p. 103.

(2) C. Lindblom, *Politics and Markets*, New York 1977, p. 193.

(3) C. Offe/H. Wessenthal, *Two Logics of Collective Action: Theoretical Notes on Social Class and Organizational Form*, *Political Power and Social Theory*, Vol. 1, 1980. cf. C. Offe, *Die Institutionalisierung des Verbandsinflusses*, Alemann/Heinze (Hrsg.), a. a. O.; *The Attribution of Public Status to Interest Groups*.

- Berger (ed.), *op. cit.*
- (4) A. Pęzowski, *Material Interests, Class Compromise and the Transition to Socialism*, *Politics and Society*, Vol. 10, No. 2, 1980; *Social Democracy as a Historical Phenomenon*, *New Left Review*, No. 122, July-Aug. 1980; *Material Basis of Consent*, *Political Power and Social Theory*, Vol. 1, 1980; *Przeworski/M. Wallerstein*, *The Structure of Class Conflict in Democratic Capitalist Societies*, *American Political Science Review*, Vol. 76, No. 2, June 1982.
- (5) G. Esping-Andersen, *The Political Limits of Social Democracy*, M. Zeitlin (ed.), *Class, Class Conflicts and the State*, Cambridge 1980; *From Welfare State to Democratic Socialism*, *Political Power and Social Theory*, Vol. 2, 1981. J. M. Maravell, *The Limits of Reformism*, *British Journal of Sociology*, Vol. 30, No. 3, Sept. 1979. R. Scase, *Social Democracy in Capitalist Society*, London 1977. J. Westergaard/H. Resler, *Class in a Capitalist Society*, New York 1975. U. Himmelsstrand et al., *Beyond Welfare Capitalism*, London 1981.
- (6) Jessop, *Capitalism and Democracy*, *op. cit.*, p. 45.
- (7) L. Panitch, *Trade Unions and the Capitalist State*, *op. cit.*, p. 42.
- (8) 1) 視点から「ナバルティズム」批判として、A. Booth

- の分岐も、これらの競争的戦略に解消される (Strinati, *op. cit.*, pp. 206 ff.)。小論の立場は、「人民民主主義闘争」を含む「市民社会」を媒介して、諸集団の「ケネディ闘争」をより重視するものである。
- (9) 追加拙稿「一六二頁以下」参照。
- (10) Offe, *The Attribution of Public Status to Interest Groups*, *op. cit.*, pp. 138 ff. 篠原「前掲書」五八頁。
- (11) Schmitter/Lehmbruch (eds.), *op. cit.*, p. 41.
- (12) *Ibid.*, pp. 209 ff. ショワツのこの概念は、彼の他の諸稿をみても不明確なままである。
- (13) I. Gough, *op. cit.*, p. 150. 「福祉国家」概念とコーポラティズムとの関係は、より深く探究するべき課題である。コーポラティズム概念は一九三〇年代にフランスとその他の関わりで隆盛し、福祉国家概念は第二次世界大戦後に介入主義的國家に用いられるようになった。福祉國家が犯罪國家や企業國家とならんで國家の政策内容を指すのに対して、コーポラティズムは國家の組織形態・政策決定の模式を指すとも考えられる。福祉國家は「ナバルティズム」に用いられるが労働者の福祉受益者として消費的としての受動的イマジックがつきまとうのに対して、コーポラティズムは「ナバルティズム」でも経済政策決定に参加する生産者イマジックを含んでいる。福祉國家の矛盾の解決形態として「コーポラティズム」を位置づけることも可能である。
- (14) *Ibid.*, pp. 136 ff. Gough/A. Steinberg, *The Welfare*

State, Capitalism and Crisis, *Political Power and Social Theory*, Vol. 2, 1981, pp. 158 ff.

(15) G. Esping-Andersen/R. Friedland/E. O. Wright, *Modes of Class Struggle and the Capitalist State, Capitalist State, No. 4-5, 1976, p. 197. ションプフやオプ*

「はこの論理的可能性を認め、クラチの 'bargained corporatism' にも同様のニエマンスが認められる (C. Gough, *Class Conflict and the Industrial Relations Crisis*, London 1977, pp. 262 ff.) が、ベニツチはこれを社会民主主義的「エーロ・コーポラチイズム」への屈服とみなし

(Trade Unions and the Capitalist State, *op. cit.*, p. 28, 41, 43) ニエマンスもマルクス主義内のごうした傾向を詳細に批判している (*op. cit.*, pp. 243 ff.)。小論の立場からすれば、この「エーロ・コーポラチイズム」論争は、第四節でみた(1)資本の支配的ヘゲモニー下でのコーポラチ

イズム化、と(2)労働のヘゲモニー下でのコーポラチイズム

化の区別が不明確であったことに起因する。エスピンアンダースン、ジェンソッフ、オプフエらが(2)を想定した抽象的次元での論理的可能性を述べているのに対して、ベニツチやニエマンスは、現に進行しつつある(1)を表象してこれを批判しているのである。(1)による現存するコーポラチイズムがそのまま(2)に転化していくとは考えにくく、むしろ(1)に対する「市民社会」での闘争の中で(2)の現実的可能性も生じてくると考えられる。この論争は、また、ネオ・

コーポラチイズム討論をコーポラチイズム概念の枠内のみで進めることの危険性をも示している。

〔付記〕小論は、一九八二年十月の日本政治学会研究会報告として準備され、「ネオ・コーポラチイズム討論の焦点」と題し一部を省略して発表されたものである。

(一橋大学助教授)